

さっぽろWeb合同企業説明会運営委託業務 仕様書

1 業務目的

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面での合同企業説明会の開催が中止となり学生と企業の接点が減少していることから、Webにおいてこの接点を創出するもの。加えて、札幌市及び北海道では、若者の道外転出超過が著しい状況であることから、本業務を通じて、道内外の学生等の若者に、さっぽろ圏（※）の企業の魅力等を発信し、企業の人材確保を図るとともに若者の道内定着を促進していくことを目的とする。

（※）札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町の計12市町村を指す。

2 委託期間

契約締結日から令和2年9月30日（水）

3 Web説明会開催予定日

契約締結日から8月末までの間で、札幌市と協議のうえ決定する。

4 説明会形式

各企業で最大20分の説明と10分の質疑応答によるリアルタイム方式とし、延べ300名以上が参加した場合にも滞りなく運営可能な通信環境を整えること。

5 業務内容

学生の募集、Web合同企業説明会の運営全般、参加企業の募集・サポート、チラシ作成などの広報を行う。

(1) 参加企業

北海道内外の新卒学生等を正社員採用するさっぽろ圏企業を50社程度募集すること。なお、札幌市から奨学金返還支援登録された企業等、参加企業の指定があった際には、この指示に従うこと。

なお、企業の参加料は無料とする。

(2) 参加学生

参加学生数300名以上の集客を目標とし、下記（3）イのとおり、学生等へ幅広く周知を行うこと。

(3) 説明会運營業務等

ア 運営

- (ア) 説明会時にファシリテーターを配置し、参加企業と求職者とのやり取りが円滑に進むようにサポートを行うこと。
- (イ) 参加企業及び求職者に対してマニュアル及び当日スケジュール等を作成し、当日までに周知を行うこと。
- (ウ) 参加企業は任意の場所からの参加も可能とする。参加企業への意向確認を行い、操作に不慣れ等の理由によって企業からの申し出があった場合は、通信環境が整った場所を用意し、サポートを行いながら説明会を行うこと。なお、場所や使用ツールについては札幌市と協議のうえ決定する。
- (エ) 任意の場所から参加する企業については事前に当日と同じ環境での動作確認を行い、当日のトラブルを未然に防ぐような措置を行うこと。
- (オ) 説明会終了後に参加企業及び求職者に対してアンケートを実施し、集計を行うこと。アンケート内容等については、札幌市と協議のうえ決定すること。
- (カ) 求職者は基本的に事前申込制とし、追跡調査に必要な情報を事前に登録いただくこと。ただし、当日参加希望の求職者がいた場合は対応できるような体制を整えること。
- (キ) 札幌市で運営している就職支援事業を周知するため、札幌市からの説明時間として企業説明以外に別途 10 分程度を設けること。

イ 広報

- (ア) チラシ（A4 版フルカラー）1,000 部、ポスター（A2 版フルカラー）50 部を札幌市と協議を行いながら作成すること。
- (イ) 作成したチラシ及びポスターについて、全道及び北海道出身者が多い道外大学へ配布をするとともに、各大学のキャリアセンター等に学生への周知をしていただけるよう依頼をすること。
- (ウ) 北海道での購読者が 50 万人以上の新聞や冊子、または北海道内に住所がある学生 1 万名以上が求職登録している就職サイトで周知すること。

6 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 その他特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知りえた秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、委託者の指示に従うこと。受託者は、委託者より廃棄の指示を受けた時は、速やかに個別調査票及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、委託者へ報告すること。

(2) 疑義の解消等

業務の実施にあたって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず委託者と協議し承認を得ること。

(3) 成果物に係る留意事項

札幌市は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。

(4) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

8 委託者担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階南側

札幌市経済観光局雇用推進部雇用推進課 六角、平田

電話：011-211-2278 FAX：011-218-5130

E-mail：koyou@city.sapporo.jp